

平成 19 年 2 月 22 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

企業会計基準適用指針公開草案第 22 号「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針（案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 連結決算日と開示対象特別目的会社の正規の決算の関係について

- ・ 3 項(2)③において、「連結決算日との差異にかかわらず、直近に行われた開示対象特別目的会社の正規の決算に基づく金額を単純合算して開示することができる」との記載がある。しかし、いくつかの特別目的会社では、会社法に基づく年間 1 回の決算しか行われていないため、例えば、連結財務諸表作成会社が 9 月中間決算に係る開示を作成する際に、開示対象特別目的会社の 10 月本決算の計数が時期的に利用不可能な場合には、前年度の決算計数を利用するという理解でよいか確認したい。また、連結決算日と開示対象特別目的会社の正規の決算との関係については、本適用指針において明記されるべきと考える。

2. 顧客資産の流動化の開示について

- ・ 金融機関が業務として顧客資産の流動化等を実施している場合、その業務のために設立している特別目的会社が開示の対象となるか確認したい。
- ・ また、開示対象となる場合でも、金融機関は顧客資産の流動化を業務として行っていることから、情報の有用性に比して多大な作業負担が予想されることから、以下の扱いにつき検討いただきたい。

(ア) 3 項(2)では「類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して、概括的に記載」する例として、金融資産の流動化、不動産の流動化、顧客資産の流動化等の区分が示されているが、金融機関が業務として顧

客の多様な資産の流動化を多く手掛けている場合、対象資産ごとの切り分けと計数集計には限界があるため、例えば「自社債権」と「顧客の債権」の流動化の2つに切り分ける等、実務に耐え得る形式を許容いただきたい。

- (イ)「開示対象特別目的会社との取引金額等」で開示が求められる項目が多岐に渡っており開示負担が極めて大きい。よって、預貸金等貸借対照表項目のみの取引金額を開示する等の対応を許容いただきたい。

3. 開示対象となる取引の範囲について

- ・特別目的会社によっては、出資とは別の契約に基づき信託報酬・仲介手数料等を収受する場合がある。このような場合、特別目的会社から収受するこれらの手数料は開示対象となる取引となるのか確認したい。

4. 開示対象特別目的会社の考え方について

- ・開示対象特別目的会社の範囲を具体的に定めない旨の記載が9項にあるが、金融機関は特別目的会社を利用した多種多様な集団投資スキームに数多く関与していることから、適用指針の解釈の余地が大きいと決算実務上の対応が困難となり、現場での混乱を招きかねないことから開示対象特別目的会社の範囲はある程度具体的に定める必要がある。

については、開示例「5. 顧客の資産の流動化(1)」に関し、以下の(ア)～(ウ)に対する開示の考え方を明確にしていきたい。

- (ア) 特別目的会社に対する議決権の保有や人材派遣等により、形式的に子会社の要件を満たしているにも拘らず子会社の範囲に含めなかった場合に、当該議決権保有や人材派遣を行っている会社の開示対象特別目的会社となる。
- (イ) 特別目的会社に対して出資者等（当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社）として関与する場合に、当該出資者等の開示対象特別目的会社となる。
- (ウ) 特別目的会社に対し上記(ア)(イ)に加えてその他の債権債務取引並びに収益費用取引（開示例にある貸出や事務の代行業務の受託等をイメージ）がある場合に、開示対象特別目的会社となる。

なお、上記(ア)又は(イ)が開示対象特別目的会社となる場合には、開示例「5. 顧客の資産の流動化(1)」は当該要件に該当しないことになるため、これを修正するか若しくは削除していただきたい。

5. 適用時期について

- ・ 3月決算会社であれば、9月中間決算から本適用指針が適用になるが、社内の開示対象特別目的会社の範囲の検証および開示にあたっての情報収集態勢の整備に相応の時間を要することから、平成20年3月期決算からの適用も可能とするなど十分な配慮をお願いしたい。

以 上